

令和6年狛江市議会第2回定例会資料

	5
No. 1 ……行政報告	-2-
No. 2 ……消防ポンプ車の購入	(議案第32号) -3-
No. 3 ……略歴書	(同意第3号) -28-

●東京都市長会

# 資料No. 2

(6 狛契第 688 号)

## 物 品 供 給 仮 契 約 書

- 1 件 名 消防ポンプ車の購入
- 2 納 入 場 所 発注者が指定する場所
- 3 請 負 金 額 議決金額とする
- 4 納 入 期 限 至 令和7年12月25日まで
- 5 契 約 保 証 金 免除

発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な物品供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、狛江市議会の議決後に本契約を締結する。

なお、この仮契約が狛江市議会で否決されたときは無効とし、発注者は一切その責任を負わない。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者合意の後電子署名を施し、各々その電磁的記録を保管する。

なお、この仮契約書の締結以前に締結した同内容の仮契約書については無効とし、本件を有効とする。

令和6年4月24日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

発注者 狛 江 市  
代 表 者 狛江市長 松原 俊雄

住 所 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル  
19階

受注者 商号(名称) 株式会社モリタ 東京支店  
代 表 者 支店長 山北 忠司

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別紙仕様書及び図面又は見本(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約の目的物(以下「物品」という。)を納入期限までに発注者に納入しなければならない。
- 2 仕様書等に物品の品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものでなければならない。
  - 3 仕様書等に明示されていない事項であって、物品を納入する上で当然必要と考えられる事柄については、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。
  - 4 この契約書に定める請求、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
  - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 9 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継し、担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約終了後又は解除後も同様とする。

(監督)

- 第4条 発注者は必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(納品書の提出等)

- 第5条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(検査)

- 第6条 発注者は前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行うものとする。この場合において、必要があるときは、発注者が自ら、又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験を行うことができる。
- 2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
  - 3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 4 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第1項後段から前項までの規定を準用する。
  - 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、受注者の負担とする。
  - 6 発注者は、第1項及び第4項の検査について、物品の総量の一部を検査することにより、全部の物品の適否を判定することができる。

(手直し又は引換え)

- 第7条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項及び第4項の検査に合格しないときは、速やかにその不合格となった物品を引き取った上、手直し又は引換えにより、履行期限内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、手直し又は引換えが履行期限後に及ぶときは、発注者は、1回に限り手直し又は引換えのための期間として相当日数を指定することができる。

3 前2条の規定は、第1項に基づき改めて納入される物品において準用する。

(減価採用)

第8条 発注者は、第6条第1項及び第4項に規定する検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、減価（契約金額（単価契約にあっては単価）の減額をいう。以下同じ。）して採用することができる。

2 前項の規定により減価する金額については、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し)

第9条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時に、その物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品の損害については、受注者の負担とする。ただし、発注者の重大な過失又は天災事変その他避けることのできない非常災害による損害は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第10条 受注者は、納入物品の種類、品質又は数量に関して第1条に定めた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、第7条及び別に定める場合を除き、その補修、引換え若しくは補足による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 受注者が、前項に規定する履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者に対し、契約不適合に応じた代金の減額を請求し、あるいは、受注者の負担で発注者自ら履行の追完を行うことができる。発注者自ら履行の追完を行う場合において、受注者に損害を与えたときでも、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

3 前2項の規定は、発注者が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、第1項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失があったときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

第11条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができない理由が生じたときは、その理由、遅延日数等を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、次条に基づく遅延違約金を徴収することなく、相当と認める日数の延長を認めることができるものとする。

(遅延違約金)

第12条 前条第1項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることができるものとする。

2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額（単価契約にあっては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。本条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（ただし、30日を超える部分については5パーセント）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。）とする。

3 第5条第2項ただし書の規定により物品が分割して納入され、又は物品の一部について検査に合格し、かつ、発注者において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において、第1項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第7条第2項の規定により手直し又は引換えの期間を指定した場合において、当該手直し又は引換えに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌

日から計算する。

5 第8条の規定により減価採用した場合において、当該減価採用に係る物品が納入期限後に納入されたものであるときは当該物品に係る遅延違約金は減価採用額を基礎として計算する。

6 前各項の遅延違約金の計算基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第13条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額（単価契約にあっては単価。本条において同じ。）を増減する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定める。

3 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者及び受注者が協議の上、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

4 前項の規定にかかわらず、発注者は、議会の議決に付すべき契約の場合で本契約締結後に契約金額、納入期限その他の契約内容に変更が生じるときは、議会の議決を要しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても受注者が業務に着手しないとき。

(2) 納入期限内に受注者が納入しないとき、又は納入期限後相当の期間内に受注者が納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第7条に規定する手直し又は引換え、若しくは第10条第1項に規定する履行の追完が行われないうとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 受注者が物品を納入できないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 物品の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第17条の規定によらず、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(9) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。以下「原処分」という。）が下され、当該原処分について

処分内容が確定したとき。

(10) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（協議解除）

第16条 発注者は、第14条又は前条の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第13条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第13条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときはその損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約解除の場合における納入物品の取扱）

第18条 発注者は、契約が解除された場合において、既に納入された物品（以下「既納物品」という。）があるときは、発注者は、必要と認める既納物品の全部又は一部を、その所有とすることができる。

2 前項の規定により、発注者の所有とする既納物品の代価については、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

3 受注者は、第1項の規定により発注者の所有とした既納物品以外のものを、発注者の指示する期間内に、受注者の負担において引き取らなければならない。

（違約金の支払）

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額（単価契約にあつては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。既納物品があるときは、契約金額から当該既納物品に対する契約代金相当額を控除した金額）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者に納付しなければならない。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、納入期限後に第14条又は第15条の規定により契約が解除されたときは、必要に応じて、第12条の規定に基づき受注者から遅延違約金を徴収することができるものとする。

4 第1項第1号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しないものとする。

（賠償の予定）

第20条 受注者は、この契約に関して、第15条第9号又は第10号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（単価契約にあつては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額）の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。た

だし、第15条第10号のうち、受刑者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(契約代金の支払)

第21条 受注者は、物品を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、発注者の検査に合格した後又は第8条第2項の協議が成立した後でなければ契約代金を請求することができない。

- 2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。
- 4 受注者は、第18条第1項の規定により発注者の所有とした既納物品の契約代金については、同条第3項に定める既納物品以外のものを引き取った後でなければ請求することができない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合において準用する。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者から取得することができる金銭があるときは、受注者に対して支払うべき代金と相殺し、不足があるときは、これを追徴するものとする。

(補則)

第23条 発注者及び受注者は、この契約書の条項のほか、狛江市契約事務規則（昭和39年規則第8号）その他の関係法規を遵守し、この契約書の各条項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、その都度発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約)

第24条 暴力団等排除に関する特約については、別紙に定めるところによる。

## 狛江市における契約に関する特約書

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 発注者である狛江市をいう。
- (2) 受注者 狛江市との契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 不当要求行為等
  - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
  - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
  - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
  - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせるもの
- (6) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするか問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (3) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

第2号様式（第9条関係）

電子契約書の取扱いに関する特約書

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される電子契約と一体となす。

（用語の定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- （1）発注者 発注者である狛江市をいう。
- （2）受注者 狛江市との電子契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- （3）タイムスタンプ 電子契約サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

（電子契約書の取扱い）

第3条 電子契約書の取扱いについては、電子契約書上の規定に関わらず、この特約を優先する。

- （1）電子契約書は、電磁的記録により作成するとともに、発注者と受注者が合意した後、電子署名を行うものとする。
- （2）前号により作成された電子契約書については、電子契約サービス提供事業者が発注者及びその受注者の指示を受けて、電子契約サービスのクラウド上において発注者及び受注者双方が保有するものとする。

（契約の効力）

第4条 この契約は、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日付に関わらず、電子契約書に記載された契約締結日より効力を有するものとする。

## 物品明細

品名		数量	単位
消防ポンプ車	CD-I	5	台

令和6年度

消防ポンプ車の購入仕様書  
(車両総重量5 t未満型車両)

東京都狛江市

## 第1 総 則

- 1 この仕様書は、狛江市（以下「発注者」という。）が購入する消防ポンプ自動車 CD-1 型 5 台について定める。
- 2 この消防ポンプ自動車は、火災、その他の災害時にポンプ設備及びその他の装備を有効に使用して活動することを目的とし製造するが、この仕様を十分に満足するよう艱装するものとする。また、使用する全ての材料、部品等は特に指示するもの以外は日本工業規格適合品又は受注者の規格による精選された耐久性に富む新品を使用するものとする。
- 3 製造は、この仕様書に定めるほか、動力消防ポンプ規格、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、緊急自動車としての承認が得られるものとする。
- 4 受注者は、契約に当たり、不審な点については、発注者に質問し十分に熟知した上で契約するものとする。
- 5 受注者は、契約後仕様書の詳細について、速やかに消防団員立会いの下、発注者と打合せを行い、その上で、製造承認図等を発注者に提出し、承認を得てから製造に着手するものとする。また、本仕様書の記載に疑義のある場合又は仕様書に定めた内容と機能が異なる場合は、必ず発注者と事前協議を行うこととし、その判断は、発注者の解釈に従うものとする。なお、装備品等の積載位置及び取付位置については発注者と調整するものとする。
- 6 受注者は、製造に当たり仕様書を変更する必要がある場合は、発注者と打合せの上、変更承認図を発注者に提出し、承認を得るものとする。
- 7 受注者は、製造全般にわたり厳重な検査を実施する。
- 8 受注者は、設計、製造、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負う。
- 9 旧車両 5 台については廃車処分とし、永久抹消する。旧車両の廃車手続等に係る細部については、発注者と打合せのうえ決定することとし、その費用は受注者が負担することとする。また、廃車手続に伴い、抹消登録証明書（原本）を発注者に提出するものとする。
- 10 納入期日は、令和 7 年 12 月 25 日までとする。
- 11 納入場所は、発注者が指定する場所とする。

## 第2 シャシー仕様

### 1 シャシー

- (1) シャシーは、最新の総務省消防庁標準規格に規定する消防ポンプ自動車（CD-1 型）シャシー（消防検定協会規格適合品）とする。
- (2) シャシーは、常時登録された車両重量の状態において十分耐え得るものとする。
- (3) シャシーは、最新の排出ガス規制等適合のディーゼル車とし、最高出力は 150PS/2,500rpm 以上とする。

- 2 乗車定員 6名（前部席3名、後部席3名）
- 3 完成寸法 車両全長 5,600mm 以内  
車両全高 2,500mm 以内  
車両全幅 1,900mm 以内  
ホイールベース 2,700mm～2,800 mm程度
- 4 完成車の総重量は、5 t 未満とする。
- 5 その他の装備品及び附属品
  - (1) オートマチックトランスミッション
  - (2) エアークンディショナー
  - (3) ディスチャージ又はLED ヘッドランプ
  - (4) 助手席電動格納式サイドミラー
  - (5) タイヤ（スペアを含む全輪に全天候型オールシーズンタイヤ装着）
  - (6) バッテリーメインスイッチ
  - (7) タイヤチェーン
  - (8) サイドバイザー及びフロアマット
  - (9) ドライブレコーダー
  - (10) バックアイモニター
  - (11) カーナビゲーションシステム

上記及び記載以外の装備は、メーカー最新仕様に準じた標準装備とする。

### 第3 新規登録の手続

- 1 艀装完成後、多摩自動車検査登録事務所の行う新規登録検査に合格するものとする。  
（希望ナンバーの指定に関する費用は受注者の負担とする。）
- 2 完成車の新規登録費用は、受注者が負担するものとする。
- 3 自動車損害賠償保険、自動車重量税、リサイクル料は発注者が負担するものとする。

### 第4 提出書類

- 1 製造に当たって、受注者は以下のものを発注者に提出し、審査を受けるものとする。
  - (1) 艀装三面図
  - (2) 車体骨組図
  - (3) 架装配線図
  - (4) 電気配線図
  - (5) ポンプ構造図
- 2 納入に当たって、受注者は以下のものを発注者に提出するものとする。
  - (1) ポンプ及び真空ポンプ性能試験成績表
  - (2) ポンプパーツリスト
  - (3) ポンプ取扱説明書
  - (4) 製造過程及び全ての取付品、附属品の状況写真

- (5) 転覆角度実測証明書
- (6) 各種社内試験の実施状況がわかる写真  
(登坂及び悪路走行の試験、重量実測及び転覆角度実測の試験)
- (7) その他発注者の指示する書類

## 第5 艀装材料

艀装材料は、「別表1」に掲げるもの又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用すること。また、吸水、中継及び吐水のメイン配管の通水内面は恒久的な防錆、耐腐食性を図るため、カチオン電着加工処理を施すこと。(ただし、材質がステンレス製の場合はその限りでない。)

## 第6 ポンプ仕様

### 1 ポンプ装置

- (1) 主ポンプは、高圧二段バランスタービンポンプ (ME型) とし、その性能は動力消防ポンプ規格A-2級に適合するもので、運転中の振動による破損又は取付部に緩みが生じないように堅牢かつ確実に取り付け、振動、騒音、漏水、漏油等の異常現象が生じない構造とすること。
- (2) 真空ポンプは完全無給油式とし、本市の地形的特長を考慮し、最大真空が高く、河川等での高落差でも吸水条件の良く、故障の少ないピストンを左右に動かし吸排気バルブにより空気を排出する方式を使用する等耐久性に配慮すること。なお、これと同等の性能を有するものを可とする。また、真空配管は2系統以上とし、それぞれに止水弁を設けること。
- (3) 動力伝達機構は、電磁クラッチにより動力を伝達する構造とし、動力伝達は、歯付ベルトによりスムーズな伝達が行えるようにすること。操作は左右側板に設けられたボタン式スイッチにより行うものとし自動的に揚水回転まで上昇させること、また、非常用スイッチを設けること。

### 2 性能

- (1) 放水性能 (日本消防検定協会の行う動力消防ポンプ規格A-2級合格品とする。)
  - 0.85MPaにおいて $2.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上
  - 1.40MPaにおいて $1.4 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上
- (2) 揚水性能
  - ① 揚附属の吸水管を連結して30秒以内に85kPa以上とし完全な放水ができること。
  - ② 吐水口を開いた状態で容易に揚水ができること。
  - ③ ポンプ圧0.3MPaで落水しないこと。
  - ④ ポンプ圧0.3MPa以下で真空ポンプクラッチが自動的に遮断すること。
- (3) 真空性能
  - ① 30秒間に大気圧の84%以上の真空を作成すること。

- ② 85kPa 以上の真空度において漏気による低下が 30 秒間に 1.3kPa 以下であること。
- (4) 安全機能付自動揚水装置
- ① 吸水準備完了後、作動スイッチを押すことにより真空ポンプが作動し、エンジン回転が自動的に真空ポンプ最適回転数にセットされ、真空ポンプ作動中を液晶表示する機能を設けること。
- ② 揚水が完了すれば自動的に真空ポンプの作動が停止し、エンジン回転数がアイドルリングに減速され、揚水完了を液晶表示する機能を設けること。
- ③ 吸水ボールコック、中継ボールコックの開閉を液晶表示する機能を設けること。
- ④ 放水中、冷却水操作バルブの未使用を警報するブザー及び液晶表示を設けること。
- ⑤ 真空テストにおける手動停止ボタンを設けること。
- ⑥ 自動揚水装置は、ポンプ室の操作盤に設け、左右いずれも使用可能な構造とすること。
- ⑦ 警報ランプのみ連動するブザースイッチを左右操作盤に設けること。
- ⑧ その他安全機能付自動揚水装置の基本仕様は、「補足 1」の内容とすること。

## 第 7 架装・配管等

### 1 吸水口

ポンプ室の両側に 75mm ボールコックを各 1 個設け、内部にストレーナーを取り付け、吸水口には 75mm×10m の軽量ソフト吸水管を接続し、後車輪フェンダー後部に円形に巻き取り付けること。

### 2 吐水口

ポンプ室の両側に 65mm ボールコックを各 2 個設けること。

### 3 中継口

ポンプ室の両側に 65mm ボールコックを各 1 個設け、内部にストレーナーを取り付けること。

### 4 動力伝導装置

主ポンプの動力伝導装置は、シャシーのトランスミッション後方にポンプ駆動用ギヤーケースを設置し、エンジン動力を有効にポンプに伝達するものとし、この操作を運転席内及び車外ポンプ操作盤のスイッチ等で接・断できるものとする。

### 5 ポンプ操作装置

安全機能付自動揚水装置に一体型で組込式とし、ポンプ室両側の見やすい位置に圧力計、連成計、ポンプ回転計、自動揚水制御装置、エンジンスロットルダイヤル、真空ポンプ操作ボタンを設け、片側の見やすい位置にポンプグリス注入装置及び冷却水バルブを設けること。

また、車両に Iot 端末を搭載し、ポンプ等の故障や不具合の早期発見、解決ができるよう Iot システムを活用し、故障時の遠隔診断ができる機能を備えること。

### 6 バイパス装置（連続呼び水装置）

左右の吸水口付近に設け、放水量  $1 \text{ m}^3/\text{min}$  の際にバルブを全開しても落水せず、1

分以内に揚水が完了できるものとする。

## 第8 塗装及びその他

- 1 車体は特殊化学液にて十分な錆び落としの上、燐酸塩皮膜を形成後ブラー、パター、水研ぎ、サフェーサーを行い熱風乾燥にて充分乾燥させ、塗料はVOC(揮発性有機溶剤)削減、環境負荷物質(鉛等)を一切含まない環境に配慮したハイソリッドウレタン塗装により2回以上の塗装を施すこと。塗装色は鮮やかな赤色(法令で定められた朱色)とし、発注者と協議の上決定すること。
- 2 床面及びポンプ室上部は黒色塗装とすること。ただし、アルミ縞板部分は地色とすること。
- 3 車体下回りは、黒色塗装とすること。
- 4 車体及び標識灯に発注者の指示する文字を記入すること。記入文字の場所、色、大きさについては発注者と協議すること。

## 第9 車体及び艀装

- 1 車体は、前方より運転席、隊員席、ポンプ室、ホースカー収納室の順に配置すること。
- 2 運転席、隊員席はシャシー固有のものとし、運転席は前向き3名掛け座席を設け、その背後は隊員3名の前向き座席を設けること。シートはいずれも上質のビニールレザー張りとする。なお、後部隊員席後方はヘルメット、防火衣等を掛けられるよう、フック等を設けること。
- 3 サイドステップ及びリヤーステップはアルミ製縞板製で、外端を折り曲げ、サイドステップはできる限り前方へ延長すること。サイドステップは左右いずれもエプロン付とし、左側のみバッテリーの点検が可能な扉を設け、バッテリーは点検時外部へ引出しできる構造とすること。
- 4 ボディのリアフェンダーは、冬場の防錆及びメンテナンス性を考慮し、万一の破損の際も補修可能かつアッセンブリー交換でも短納期、低コストな鋼板同等以上の強度を有する丸型FRP製とすること。また、フェンダー上面にアルミ保護板を貼ること。
- 5 ポンプ室上部に機材収納室を設け、左右にアルミシャッター扉を取り付けること。シャッター扉開口部は極力大きくすること。また、シャッター開放時の取手の高さは地面より1,800mm以上とする場合は、アシスト引きベルトを取り付けること。
- 6 左サイドステップ上に機材収納ボックスを設け、扉はいずれも前方蝶番式とすること。(艀装上可能な場合のみ)
- 7 車体前部左右に折畳みステップを3つずつ取り付けること。また、車両後部のホースカー上部ボックスの左側面に折畳みステップを1つ取り付けること。
- 8 ボディ内後部にホースカーを低床式に積載すること。ホースカーの昇降装置は省力化を図り電動油圧式の垂直昇降装置とすること。また、ホースカー本体の固定方法はハブ止めロット固定とし、後部にて容易に操作できる構造とすること。

- 9 ホースカー上部スペースに上蝶番ダンパー開閉扉、棚及び固定用ブラケットを設け、小型ポンプ（支給品）、発動発電機（支給品）、小型ポンプ及び発動発電機の積載方法、取付金具及び固定方法については発注者と別途協議すること。
- 10 車体上部に可搬式ポンプ用吸水管を取り付けること。また、上部にノズル立て、消火栓開閉金具、金てこ用の固定式ブラケットを設けること。
- 11 車体後部テールランプにアルミ縞板製の保護枠を設けること。
- 12 エンジン排気口は、できる限り車体後方までパイプを延長し取り付けること。
- 13 運転席、隊員席ドア付近に乗降用手摺（ステンレス製）を取り付けること。
- 14 キャブ上部に車載無線機用アンテナ配線及び受令器用アンテナ配線を取り付けること。
- 15 発注者が支給する防災行政無線機（電源コードを含む。）及びアンテナを指示する場所に取り付けること。
- 16 左右ポンプ室上部シャッター扉上部に高輝度 LED ライト又はこれと同等以上の性能を有するものを設けること。
- 17 蔭口は、発注者の指定する位置に取付装置を取り付けること。なお、取付方法は別途協議すること。
- 18 左右吸水管、管鎗、吸管スパナ、消火栓開閉金具、車輪止等によってボデーが傷つかないようにボデーにアルミ化粧板を貼ること。
- 19 車体にスタンドパイプ受けを設けること。詳細については発注者と協議すること。
- 20 車体天井部は周囲を手摺で囲い、ホース等を積載できる構造とすること。

## 第 10 検 査

### 1 中間検査

車両組立工程表に基づき、施工中にその工事の確認、指示又は検査のため、発注者が施工工場に出向する。

### 2 完成検査

車両納入時に積載品及び附属品の員数確認、中間検査時の確認事項、指示事項の検査を行う。なお、検査には最低でも受注者担当 1 名以上が立ち会うこと。

## 第 11 取付品及び附属品

- 1 各取付品の取付装置及び附属品の固定装置は、走行中脱落しないよう堅牢にして取外しが簡単な構造とすること。附属品固定位置の使用については発注者と協議し決定すること。
- 2 取付品及び附属品は、「別表 2」「別表 3」に掲げるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性・利便性を有する品であること。

## 第 12 支給品の取付け

- 1 発注者が支給する諸機材の固定装置を設けること。固定装置の仕様については発注

者と協議し決定すること。

2 発注者が支給する諸機材は「別表 4」のとおりとする。

### 第 13 故障時等の対応

この消防ポンプ自動車は緊急車両であることから、受注者は東京都内又は首都圏に営業所及びサービス工場を有し、故障等が発生した場合には、速やかに復旧対応ができるよう、体制を整えておくものとする

### 第 14 その他

1 同等品以上を可とする。同等品を提案する場合は、指定された期限内に提案する同等品の詳細な仕様書等を提出し、発注者の許可を得ること。

2 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。

別表 1

No.	品名	名称	材質
1	主ポンプ	ガイドベーン	CAC406
		サイドカバー	FCD450
		ポンプシャフト	SUS403
		インペラー	CAC406
		マウスリング	CAC406
2	真空ポンプ伝動装置	ベアリングケース	FCD450
		ベアリングカバー	SS400
		フランジカップリング	S45C
3	真空ポンプ	ケーシング	AC4B
		サイドカバー	CAC406
		シャフト	SCM435
		ピストン	AC7A
		シリンダ	SUS304
		ピストンサポート	AC7A
4	無給油装置	止水弁用エアチャンバー	SUS304
5	ボデー関係	側板	SEHC
		骨柁	SS400
		リアフェンダー	FRP
※ 吸水・中継及び吐水のメイン配管の通水内面は恒久的な防錆・耐腐食性を考慮し、カチオン電着加工処理を施すこと。（ただし、ステンレス銅及び銅合金部分を除く。）			

別表2 取付品

No.	品名	数量	備考
1	赤色回転灯	1	ルーフ上部 オールLED ブーメラン型警光灯 (スピーカー2個内臓)
2	赤色点滅灯	4	前:LED 警光灯2個 スイッチは、赤色回転灯と連動 後:LED 警光灯(プロテクタ付)2個 ※共にスイッチは、赤色回転灯と連動
3	電子サイレン	1	キャブ内オーバーヘッド部 広報マイク付き TSK-D152 音声合成機能付き最新仕様
4	電子サイレン	1	ルーフ上部 6型(自動吹鳴装置付) 足踏みスイッチを助手席に取付け
5	サーチライト	3	車体前後 LED(75W以上)又は小糸製造所LED照明装置 MYS-75LP(18,000cd以上) ※スイッチは各サーチライト部下方付近に取り付け、ボディ昇降時に接触しないようにするとともに、容易にスイッチが押せるように配慮すること。
6	標識灯	1	車体左前方 黄色
7	室内灯	1式	ポンプ室内及びボックス内 ※可能な限りLEDを使用すること。
8	計器灯	1式	高輝度LED 蛍光灯(左右各1式)
9	バッテリーメインスイッチ	1	運転席付近
10	ポンプ圧力計	2	100mm 電子式透過光
11	ポンプ連成計	2	100mm 電子式透過光
12	ポンプ回転計	2	操作盤内デジタル表示
13	流量計	2	操作盤内デジタル表示
14	積算流量計	1	操作盤内デジタル表示
15	安全機能付自動揚水装置	1式	「補足1」による
16	エンジン油温計	1	運転席付近(シャシー純正)

17	エンジン回転計	1	運転席付近（シャシー純正）
18	後退警報ブザー	1	シャシー純正
19	消防団章	1	車体前面に取付
20	旗立て装置	1	車体後部右
21	地図収納ボックス	1	キャブ内隊員席前方（H400×W650×D70mm 以上） ※サイズは協議すること。 その他ネット式小物入れ
22	ヘルメットフック	必要 数	キャブ内後部 大型折畳式
23	ノズル立て	2	ポンプ車上部
24	泥よけゴム	4	メーカー標準品
25	車両工具	1 式	シャシー純正
26	センター部室内 LED	1	キャブ天井中央部（前方遮蔽板付）
27	LED マップランプ	3	助手席、左右後部座席
28	LED フットランプ	4	キャブ各ドア ※ドア開放連動
29	LED 路肩灯	1 式	左右リアフェンダー付近下部

別表 3 付属品

No.	品名	数量	備考
1	吸水管	2	75mm×10m 軽量 LF-RS
2	吸口ストレーナー	2	樹脂製
3	吸管ストレーナー	2	プラスチック製
4	中継口ストレーナー	2	樹脂製
5	吸管ちりよけ籠	2	プラスチック製
6	吸管枕木	2	硬質ゴム製
7	吸管ロープ	2	10mm×15m ナイロン製
8	消火栓媒介金具	1	75mm ネジメス×65mm 差込メス AC 製
9	中継口媒介金具	2	65mm ネジメス×65mm 差込メス AC 製
10	消火栓開閉金具	1 式	大箱廻し 1、T 字型キー 2

11	吸管スパナー	2	左右吸水管付近に取付け
12	管鎗	3	ホースカー用短管鎗 2、普通管鎗 1
13	可変噴霧ノズル	3	YONE NV65BX (ゴム弁付) 以上 23mm
14	吐水口媒介金具	4	65mm ネジメス×65mm 差込メス AC 製
15	鳶口	2	長さ 1.8m
16	金てこ	1	太さ 25mm 長さ 850mm
17	剣先スコップ	1	車体上部
18	ホースカー	1	ホース 8 本以上収納可能なもの ※分岐管取付装置を設けること。
19	はしご	1	関東梯子製 アルミ KHRF3.6 車体上部
20	車輪止	2	ゴム製 右吸水管巻き内
21	消火器	1	粉末 ABC20 型自動車用 左吸水管巻き内
22	ポンプ工具	1 式	グランドスパナ、冷却水風防キャップスパナ
23	タイヤチェーン	1 組	シングル用 シャシー純正
24	ホースブリッジ	1 組	ホースカー下部 ※設置用ブラケットを設けること。
25	自立式投光器	1 式	Nomad360
26	スタンドパイプ	1	YONE 単口引上げ式 長さ 1,000mm
27	スペアタイヤ	1	シャシー純正 (全天候型)
28	二又分岐管	1	YONE 65mm ※ホースカーに取付け用ブラケットを設けること。
29	アルミ製収納ボックス	1	車体上部に取付け
30	破壊工具	1	ストライカー
31	三角コーン	3	伸縮式

別表 4 支給品

No.	品名	数量	備考
1	防災行政無線機	1 式	本体、アンテナ、DC コンバーター
2	無線受令機	1	キャブ内オーバーヘッド部又はダッシュ
3	発電機	1	

4	小型ポンプ	1	C-1級
5	小型ポンプ用吸水管	1	65mm×4m
6	十字キー	1	
7	ガンノズル	1	
8	マンホール蓋開キー	2	

補足1 安全機能付自動揚水装置

<基本仕様>

本自動揚水装置は、操作員が容易かつ安全にポンプ操作が行えるよう、次の機能を有するものとする。

- ① 圧力計・連成計（リタード式）は、ステッピングモータを用いた電子式（透過光照明灯・ゲージ部作動確認ランプ付）とし、振動等でも針振れがない構造とする。
- ② ポンプスロットルは電子式スロットルとし、スロットル開度を容易に4段階に調整できる構造で、スロットル操作感覚にマッチングすることにより、操作員にストレスを与えない構造とする。
- ③ ポンプスロットルは、誤作動を防止するために左右とも右回転でスロットルアップとする。
- ④ 多目的表示ディスプレイはカラー液晶とし昼間でも確認できるよう、視認性を考慮したLEDバックライトによる自動調光機能付TFTワイド液晶ディスプレイとし、高コントラスト比の低反射型硬質パネルとする。また、次の3種類が表示できるものとする。

取扱表示	機器取扱・点検整備・故障対策等の文書表示
モニタ表示	1 冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示 2 各ボールコックの開閉状況 3 揚水、放水の状況、ポンプ圧力計、ポンプ連成計、流量計、積算流量計、ポンプ回転計、ポンプ使用時間計をデジタル数値による表示
流水表示	1 各ボールコックの開閉状況 2 ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況を表示

- ⑤ ディスプレイ内の各表示切換えは、パネルスイッチ式により行えるものとする。
- ⑥ 非常時の真空ポンプ及びスロットル操作は別回路の手動操作装置にて行えるものとする。
- ⑦ ポンプ操作装置には隊員の安全を確保する為、次の安全機能を設けるものとする。

ア スロットル固定機能

不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能を設けるものとする。ただし、固定した場合でも安全方向（スロットルダウン）に操作できるものとする。

イ 上限圧力設定機能

ポンプ上限圧力値を任意に設定し、設定圧以上にポンプが上がらないためのポンプ

圧上限設定機能を設けること。

ウ 流量計色分け表示

流量計表示は放水時の危険度を察知しやすいように、流量に合わせて表示部の色が変化する構造とすること。

エ 緊急減圧機能

左右液晶画面外の操作盤付近にボタン式の緊急減圧スイッチを設け、ボタン作動時は即座にエンジン回転をアイドリングまで下げ、水吐出圧力を減圧する構造とすること。

オ 放水反動力表示

操作員の安全性を考慮し、放水反動力を液晶パネル内に表示できるようにすること。

カ ホースバースト警報機能

放水圧が使用ホースの耐圧以上になると、警報を発してエンジン回転を制御できるようにすること。

キ 低圧中継警報

中継水量が不足している時、ブザー音と共に警報灯を液晶画面に表示すること。

(公表用)

# 入札経過調書

電子入札

**	**	**	**	**	**	**	**
----	----	----	----	----	----	----	----

起票日	令和 6年 4月 19日						
起票者氏名	*****						
件名	消防ポンプ車の購入						
契約番号	6拍契第688号	契約日	令和 6年 4月 24日(仮契約)				
契約区分	総価契約	契約方法	指名競争入札				
契約依頼所属	総務部 安心安全課						
契約金額	141,900,000円 (うち取引に係る消費税 12,900,000円)						
予定価格(税込)	非公表						
最低制限価格	なし						
請負業者	(株)モリタ 東京支店 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階 支店長 山北 忠司						
履行期間	契約日の翌日 から 令和 7年 12月 25日 まで						
履行場所	狛江市内						
現説日時		入札日	令和 6年 4月 19日 午前9時32分				
業種	0010 自動車・自転車	契約保証	免除				
支払条件	完了後一括払い						

入札結果					
	業者名	第1回	第2回	第3回	備考
1	221123-1 (株)モリタ 東京支店	129,000,000			落札
2	232686-1 日本機械工業(株) 本社営業部	133,000,000			
3	242379-1 (株)清水商会 東京支店	133,250,000			
4	21580-1 ジーエムいちほら工業(株) 東京営業所	133,750,000			
5	209725-1 (株)ナカムラ消防化学 東京営業所	134,000,000			
6	214136-0 (株)野口ポンプ製作所	134,500,000			
7	205249-0 (株)畠山ポンプ製作所	135,000,000			
8	235106-0 東京物産(株)	137,500,000			
9	236640-1 小川ポンプ工業(株) 東京事務所				辞退

受付番号  
536

(公表用)

# 入札経過調書

電子入札

**	**	**	**	**	**	**	**
----	----	----	----	----	----	----	----

起票日	令和 6年 4月 19日						
起票者氏名	*****						
件名	消防ポンプ車の購入						
契約番号	6狛契第688号	契約日	令和 6年 4月 24日(仮契約)				
契約区分	総価契約	契約方法	指名競争入札				
契約依頼所属	総務部 安心安全課						
契約金額	141,900,000円 (うち取引に係る消費税 12,900,000円)						
予定価格(税込)	非公表						
最低制限価格	なし						
請負業者	(株)モリタ 東京支店 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階 支店長 山北 忠司						
履行期間	契約日の翌日 から 令和 7年 12月 25日 まで						
履行場所	狛江市内						
現説日時		入札日	令和 6年 4月 19日 午前9時32分				
業種	0010 自動車・自転車	契約保証	免除				
支払条件	完了後一括払い						

入札結果					
	業者名	第1回	第2回	第3回	備考
10	223178-0 帝商(株)				不参加
	*****				

受付番号  
536

# 資料No. 3

## 略 歴 書

氏 名 おおた みゆき  
太田 美由紀

現 住 所 東京都狛江市西野川2丁目

生 年 月 日 昭和46年12月23日（52歳）

## 学 歴

平成6年3月 早稲田大学第一文学部 卒業

## 職 歴

平成6年4月 株式会社キーワーク勤務

平成7年8月 株式会社主婦と生活社ジュノン編集部勤務

平成10年7月 フリーランスの編集者・ライターとして独立

平成17年8月 月刊「すくすく子育て」テキスト（NHK出版）編集・執筆（平成23年まで）

平成22年1月 「すくすく子育て」（NHK Eテレ）テーマ検討・番組構成（令和2年まで）

## そ の 他

- 平成 22 年 4 月 新宿区教育委員会「家庭教育ワークシート」討議委員（兼編集）
- 平成 22 年 11 月 一般社団法人サポート狛江 理事
- 平成 27 年 1 月 港区子育てコーディネーター（相談事業）
- 平成 29 年 11 月 狛江市子ども・若者・子育て会議委員（4 期目）
- 令和 5 年 2 月 こまえ・こどもの権利を考える会 代表